

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成 30 年 3 月 19 日現在

| | |
|--------------|--|
| 1. 商品名 | 外貨建小切手等の取立 ※国内の銀行を支払い場所とするものに限りません。 |
| 2. ご利用いただける方 | 当行にご預金口座をお持ちの個人または法人のお客様 |
| 3. サービス内容 | 船積書類の添付されていない小切手（クリーン）の取立（資金化）を承ります。 ※小切手の種類や支払場所、通貨によって、お取扱いが出来ない場合がありますので、詳しくは窓口にてお問合せください。 |
| 4. 手数料（非課税） | ①取扱手数料 1,500円 ②リフティングチャージ 0.05%（ミニマム1,500円） |
| 5. 法令関係 | ①関連法令に基づく本人確認（取引時確認）義務により、公的書類による本人特定事項の確認と取引を行う目的やご職業（個人の場合）、事業の内容（法人の場合）等の確認を実施しております。 ②外為法に基づく銀行等の確認義務により、「資産凍結等経済制裁対象者との取引でないこと、貿易に関する支払規制に該当しないこと、資金使途規制に該当しないこと」を確認しております。お取引の内容によっては、追加で資料のご提出をいただく場合があります。 ③受取目的が貿易外で3,000万円相当額を超える金額の小切手の取立につきましては、財務大臣宛の報告書を日本銀行宛ご提出する必要があります。 ④税法上、100万円相当額を超える金額の小切手の取立につきましては、取引内容を記載した調書を税務署宛提出いたします。 |
| 6. その他留意事項 | ①小切手が不渡りになり、先方銀行から請求があった場合や、先方銀行から小切手の取立にかかる手数料の請求があった場合は、実費が必要となります。 ②外貨建小切手の取立代金を円預金へ入金する場合は、先方銀行の適用相場をそのまま適用します。 ③支払期限が明示されている場合はその期限、明示されていない場合は通常振出日から6ヶ月以内に資金化の手続きを行う必要があります。また、支払期限の近い場合は取立をお断りする場合がございますので、お早めに手続きください。 ④一部の支店／出張所／代理店ではお取扱いしておりませんのでご注意ください。 |

1/1

